

(適用対象となる者の判定時期)

問 6 特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる人である「介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者」等の判定の時期はいつですか。

(答)

特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる人は、次の①から⑤のいずれかに該当する居住者であることが要件とされています(措法41の3の2①)。

- ① 年齢が50歳以上である者
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する者
- ⑤ 上記②から④のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である者(高齢者等)である親族と同居を常況とする者

(1) ①の年齢が50歳以上であるかどうか又は⑤の年齢が65歳以上であるかどうかの判定の時期は、居住年の12月31日(①又は⑤の高齢者等が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下同じ。)の年齢によるものとされ、⑤のその居住者が高齢者等である親族と同居を常況としているかどうかの判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされています(措法41の3の2⑤)。

(2) ②若しくは③の介護保険法上の要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は④の所得税法上の障害者に該当する者であるかどうかの判定の時期、⑤のその居住者の親族が②から④のいずれかに該当する者であるかどうかの判定の時期についても、原則的には、措法第41条の3の2第5項に準じて、居住年の12月31日の現況によるべきものと解されます。

なお、介護保険法上の要介護認定又は要支援認定を受けている者であるかどうかについては、居住年の12月31日の現況において現に認定を受けていない場合であっても、これらの認定について申請中であり、その後において、例えば確定申告を行うときまでに認定を受けている者については、介護保険法上の要介護認定又は要支援認定を受けている者とみなして取り扱って差し支えありません。

(注) 所得税法上の障害者に該当する者であるかどうかについては、所基通2-38(障害者として取り扱うことができる者)及び同2-39(常に就床を要し複雑な介護を要する者)により取り扱うことになります。